2　旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決（附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第六十五条又は同項の規定による審決を含む。）が確定した場合において、当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であって確定したものとみなして、新法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号、第二項第二号及び第五項、第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

（緊急停止命令に係る事件の手続に関する経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に裁判所に係属している旧法第七十条の十三第一項及び旧法第七十条の十四第二項において準用する旧法第七十条の七第一項に規定する事件の手続については、なお従前の例による。

（施行日前に認可申請の却下等の審決を受けた者に対する抗告訴訟に関する経過措置）

第十一条　旧法第七十条の十一第一項及び第七十条の十二第二項の規定による審決については、新法第七十六条第二項に規定する決定とみなして、新法第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条及び第八十八条の規定を適用する。

2　この法律の施行の際現に旧法第七十七条第一項に規定する期間が進行している前項に規定する審決の取消しの訴えの出訴期間については、なお従前の例による。

3　第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に係属している同項に規定する審決に係る行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟については、なお従前の例による。

（過料についての裁判の手続に関する経過措置）

第十二条　施行日前にした旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項に規定する排除措置命令に違反する行為に対する過料についての裁判の手続については、なお従前の例による。

2　施行日前にした旧法第七十条の十三第一項の規定による裁判及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項の規定による裁判に違反する行為に対する過料についての裁判の手続については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十三条　施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十四条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十六条　政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（中小企業庁設置法及び輸出入取引法の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改める。

一　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）第四条第八項

二　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十四条第三項

（水産業協同組合法の一部改正）

第十八条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の二中「から第九十五条の五まで」を「及び第九十五条の四」に改める。

第九十五条の四を次のように改める。

第九十五条の四　前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条第一項及び第二項、第六十五条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十七条まで、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条の規定を準用する。

第九十五条の五を削る。

第百三十二条を次のように改める。

第百三十二条　削除

第百三十三条各号中「若しくは第二項又は第五十六条第一項」を「又は第二項」に改める。

第百三十四条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第九十五条の四において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　施行日前に前条の規定による改正前の水産業協同組合法第九十五条の四において準用する旧法第四十九条第五項の規定による通知があった場合における排除措置の処理の手続については、なお従前の例による。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「から第百九条まで」を「及び第百八条」に改める。

第百八条を次のように改める。

第百八条　前条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで（公正取引委員会の権限）、第四十五条、第四十七条から第六十一条まで、第六十五条第一項及び第二項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条の三第三項及び第四項、第七十条の六、第七十条の七、第七十条の九から第七十七条（事実の報告、事件の調査、排除措置命令その他事件処理の手続）、第七十五条、第七十六条（雑則）、第七十七条、第八十五条（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条、第八十七条並びに第八十八条（訴訟）の規定を準用する。

第百九条及び第百十条を次のように改める。

第百九条及び第百十条　削除

第百十六条を次のように改める。

第百十六条　削除

第百十七条各号中「若しくは第二項又は第五十六条第一項」を「又は第二項」に改める。

第百十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第百八条において準用する私的独占禁止法第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　施行日前に前条の規定による改正前の中小企業等協同組合法第百八条において準用する旧法第四十九条第五項の規定による通知があった場合における排除措置の処理の手続については、なお従前の例による。

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正）

第二十二条　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「第七十条の十三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第二十三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「前条第一項に規定する違反行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）」に、「新独占禁止法」を「新私的独占禁止法」に、「第五十条第六項」を「第七条の二第一項（新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項に規定する違反行為（旧法第七条の二第一項（旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）について新私的独占禁止法第六十二条第四項」に、「第四十九条第五項」を「第五十条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項に規定する違反行為」を「新私的独占禁止法第八条